

化学兵器禁止条約に基づく国際検査の概要

- 化学兵器禁止条約（以下、「条約」という。）においては、化学兵器の再出現防止のための産業検証制度（申告、国際検査）を定めており、国際検査は、条約に基づき設立された化学兵器禁止機関（OPCW）が、申告事業所に対し以下の観点から実施するもの。
 - ① 表1剤（化兵法上の特定物質）が存在しないこと。
 - ② 活動が申告に合致していること。
 - ③ （表2剤検査の場合のみ）表2剤（化兵法上の第一種指定物質）が化学兵器の開発・生産に転用されていないこと。
- OPCWによる国際検査が円滑に行われることを確保するため、必要に応じて、当局（経済産業省化兵室、経済産業局、NITE）による事前調査を実施するとともに、国際検査においては当局立会いのもと実施している。

国際検査の大まかな流れ（有機化学物質の場合）

（1施設の国際検査）

